

職員の軽装勤務の通年実施について

滋賀労働局、労働基準監督署、ハローワークでは、毎年5月から11月までの期間を限定してクールビズの取り組みを実施してきました。

さらなる省エネルギーへの推進や業務効率の向上を図るため、2月17日から、年間を通してのノーネクタイやノー上着など働きやすい服装での勤務を実施します。

ご利用の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

令和7年1月28日